

役員（理事・監事）退職手当 支給基準内規

〔1990年（則）第3－5号〕

役員（理事・監事）が退任したときは、次のとおり退職手当を支給するものとする。

〔A〕＋〔B〕×在任年数

〔A〕：基本額

（1）在任中の最高位を適用するものとする。

（2）1期（3年）を基準とする。

……1期未満のときは、按分するものとする。

（例）2年の場合、2／3とする。

〔B〕：加算額

年数計算：6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は切上げるものとする。

	〔A〕	〔B〕
理事・監事	20万円	2万円
学院長、業務執行理事	30万円	3万円
理事長	40万円	4万円

※ 基本額の算定において、10,000円未満の端数は1万円に切り上げるものとする。

※ 支給額の算定において、50,000円未満の端数は5万円に、50,001円以上100,000円未満の端数は10万円に切り上げるものとする。

.....

〔計算例1〕 1年6ヶ月で理事を退任

$$A \times 2/3 + B \times 2 = 20 \text{万} \times 2/3 + 2 \text{万} \times 2 = 14 \text{万} + 4 \text{万} = 18 \text{万円} \rightarrow 20 \text{万円}$$

〔計算例2〕 5年5ヶ月で理事を退任

$$A + B \times 5 = 20 \text{万} + 2 \text{万} \times 5 = 30 \text{万円}$$

〔計算例3〕 在任8年（理事6年・業務執行理事2年）

$$A + (2 \text{万} \times 6 + 3 \text{万} \times 2) = 30 \text{万} + 18 \text{万} = 48 \text{万円} \rightarrow 50 \text{万円}$$

付 則 1. 1989年2月6日常任理事会決定

付 則 2. 1990年5月24日理事会一部修正決定

付 則 3. 2020年5月28日理事会一部修正決定

付 則 4. この内規は2025年4月1日より施行する。（2025年2月18日理事会一部修正決定、寄附行為変更に伴う職名・任期・算定式の改正、付則記載位置の変更）